

北海商科大学大学院学則(案)

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 北海商科大学大学院(以下「本大学院」という。)は、「開拓者精神の涵養」という建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、自主的精神に満ちた、グローバル時代に相応しい、東アジア地域の発展に寄与する有為の人材を育成することを目的とする。
(自己評価等)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については、別に定める。

(認証評価)

第3条 本大学院は、前条の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

2 前項に関する事項については、別に定める。

(ファカルティ・ディベロップメント)

第4条 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

(情報公開)

第5条 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

(大学院の課程)

第6条 本大学院に、修士課程を置く。

(修士課程)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

(研究科、専攻、入学定員及び収容定員)

第8条 本大学院修士課程に、次の研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
商学研究科	ビジネス専攻	5名	10名

2 研究科に関する規則は、別に定める。

(標準修業年限及び最長修業年限)

第9条 修士課程の標準修業年限は2年とし、4年を越えて在学することはできない。

(学年及び授業時間)

第10条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第11条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 本大学院において授業及び研究指導を行わない日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要がある場合は、この限りでない。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(3) 北海学園創立記念日 5月16日

(4) 夏季休業日 8月1日から9月20日まで

(5) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで

(6) 学年末休業日 2月5日から3月23日まで

2 学長は、研究科委員会の議を経て休業日を変更し、臨時休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第2章 入学及び転入学

(入学の時期)

第13条 本大学院の入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第14条 本大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第52条の大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定(昭和28年2月7日文部省告示第5号)で文部科学大臣が指定した者

(4) 専修学校の専門課程(修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 学校教育法第68条の2第1項の規定により学士の学位を授与された者

(6) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の科目、単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の願出)

第15条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に別表第2に定める検定料を添えて、学長に願出しなければならない。再入学及び転入学についても、同じとする。

(転入学)

第 16 条 転入学を志願する者は、前条に掲げるもののほか、現に在学する大学院を置く大学の学長の許可書を添付しなければならない。

(入学の許可)

第 17 条 本大学院に入学又は転入学しようとする者については、選考を行い、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

2 前項による合格者のうち、指定期日までに、別表 2 に掲げる入学金等を納入し、所定の入学手続を完了した者に、学長は入学の許可を与える。

第 3 章 転学及び留学

(転学)

第 18 条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 19 条 学生は、学長の許可を得て、外国の大学院又はそれに相当する教育・研究機関等に留学し、必要な研究指導等を受けることができる。

2 留学を志望する者は、所定の留学許可願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

3 留学期間は、原則として 1 年以内とする。ただし、研究及び教育上特に必要があると認められるときには、その期間を延長することができる。

4 留学期間は、第 9 条の標準修業年限に算入する。

5 留学に関する規程は、別に定める。

第 4 章 休学、退学、除籍及び再入学

(休学)

第 20 条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により、長期にわたり学修できないとき、その他特別の事由があると認められたときは、休学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、休学することができる。

2 前項の休学願には、理由を詳細に記載した書面を添付しなければならない。

3 休学は、当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き 1 年に限り許可することができる。

4 休学期間は、第 9 条の標準修業年限と同じ年数を超えることはできない。

5 休学期間は、標準修業年限に算入しない。

6 前項による休学期間中にその事由が消滅したときは、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、復学することができる。

(退学及び再入学)

第 21 条 本大学院を退学しようとする者は、理由を明記した退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 休学期間満了前に復学、退学又は休学の願い出がない者については、休学期間満了をもって退学とする。

3 前項による退学者が再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て、学長が許可することができる。再入学に当たっては、第 17 条の規定に基づき、再入学を許可する。

(除籍及び再入学)

第 22 条 次の各号の一に該当する者については、学長は、研究科委員会の議を経て、除籍するものとする。

(1) 第 9 条の標準修業年限を超えるとき

(2) 死亡したとき

(3) 行方不明になったとき

(4) 授業料等の納入を怠り、督促を受けて、なお納入しないとき

(5) 入学を辞退したとき

2 前項第 1 号、第 3 号又は第 4 号により除籍された者が復籍を願い出たときは、第 17 条の規定を準用して、再入学を許可する。

第 5 章 教育方法等

(授業科目及び単位数)

第 23 条 本大学院の授業科目及び単位数は、別表第 1 に掲げるとおりとする。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき認定単位数を別に定める場合は、この限りではない。

(授業及び研究指導)

第 24 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

(指導教授及び副指導教授)

第 25 条 修士課程の学生の研究指導に当るため、各学生に指導教授及び副指導教授を定める。

2 前項の指導教授及び副指導教授は、研究科委員会において定める。

(履修方法等)

第 26 条 研究科における研究指導及び履修に関する規定は、別に定める。

(単位の計算方法)

第 27 条 授業科目の単位計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、15 時間の授業をもって 1 単位とすることを基準とする。

(授業期間)

第 28 条 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を基準として行うものとする。

(授業の方法)

第 29 条 授業は、講義及び演習のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 30 条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院の授業科目を履修することを認めるものとする。

2 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、10 単位を超えない範囲

で、本大学院において修得したものとみなす。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合についても、準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第31条 研究科において、教育上有益と認めるときは、本大学院に入学した学生が、本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、別に定める認定の基準により研究科委員会の議を経て認定することができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、10単位を超えないものとする。

3 前項の単位は、第9条に定める標準修業年限の短縮を伴わない。

(教育方法の特例)

第32条 本大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第6章 課程の修了要件及び学位の授与

(単位の授与及び評価)

第33条 本大学院においては、所定の授業科目を履修した者に対して試験の上単位を与える。

2 試験は、原則として学年末又は学期末に行う。

3 修士課程学生の試験の評価は、A+、A、B+、B、C+、C及びDの7種とし、A+、A、B+、B、C+、Cを合格とする。

(修了要件)

第34条 本大学院の修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科が当該修士課程の目的に応じ、大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。

(学位の授与)

第35条 修士課程の課程を修了した者には、北海商科大学学位規則の定めるところにより、修士の学位を授与する。

2 北海商科大学学位規則は、別に定める。

第7章 賞罰

(表彰)

第36条 学生で人物学業ともに優秀な者を、研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。

(奨学制度)

第37条 学生育英のため、奨学制度を設ける。

2 奨学生規程は、別に定める。

(個人の秘密を守る義務)

第38条 学生は、本大学院の教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

2 法令による証人等となり、前項の秘密に属する事項を発表する場合には、あらかじめ学長の許可

を得なければならない。

(懲戒)

第39条 学生が本大学院の学則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒することができる。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力不振で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本大学院の教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らした者
- (4) その他学生としての本分に反した者

第8章 授業料等、授業料等の免除

(授業料等)

第40条 学生は、別表第2に掲げる額の入学金、授業料及び教育充実費を、別に定めるところにより、納入しなければならない。

2 特別の事情により、授業料及び教育充実費の納入が困難な場合は、学生は、別に定めるところにより、当該納入金を延納することができる。

3 休学者は、その期間中の授業料及び教育充実費の納入を免除する。ただし、別表による各分納期の途中で休学、退学する場合は、その期の授業料及び教育充実費の納入を免除しない。

(入学検定料等の不返還)

第41条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費は、返還しない。

第9章 運営組織

(研究科委員会)

第42条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、授業科目を担当する専任の教員をもって組織する。

3 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

(研究科長)

第43条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科の専任教授をもって充て、研究科を統括する。

3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 選出方法及び職務については、別に定める。

(研究科委員会の審議事項)

第44条 研究科委員会は、研究科に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科の組織に関する事項
- (2) 教育研究の指導に関する事項
- (3) 教員の選考に関する事項
- (4) 学生の入学、転学、留学、休学、退学、除籍、表彰及び懲戒に関する事項

(5) 試験及び修士論文の審査に関する事項

(6) その他研究科に関する重要な事項

第 10 章 研究生、委託生、特別聴講学生、科目等履修生及び外国人学生

(研究生)

第 45 条 本大学院への入学を目的に特定事項につき研究を行なおうとする者があるとき、又は大学院修士課程の修了者で、本大学院において特定事項につき研究を行なおうとする者があるとき、学長は、学生の教育に支障がない限り、研究科委員会の選考を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

(委託生)

第 46 条 公の機関又は団体等から、本大学院において研究指導を受けさせるため、その職員を委託されたときは、学長は、学生の教育に支障がない限り、研究科委員会の議を経て、委託生として、これを許可することができる。

2 前条第 2 項の規定は、委託生について準用する。

(特別科目等履修生)

第 47 条 本大学院において、特定の授業科目を履修する他の大学院の学生があるときは、本大学院の学生の教育に支障のない限り、当該他大学院との協議に基づき、特別科目等履修生としてその履修を認めることができる。

2 前項に定めるもののほか、特別科目等履修生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

(一般科目等履修生)

第 48 条 本大学院の修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障がない限り、研究科委員会の議を経て、一般科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 一般科目等履修生が授業科目の試験に合格したときは、証明書を交付する。

3 前項に定めるもののほか、一般科目等履修生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

(外国人学生)

第 49 条 外国人で第 14 条各号の一に該当する者の入学の願い出があるときは、学長は、研究科委員会の選考を経て、外国人学生として入学を許可することができる。

2 外国人の入学手続については、別に定めるところによる。

(受講料等)

第 50 条 研究生、委託生、特別科目等履修生、一般科目等履修生は、別表第 3 に掲げる金額を納入しなければならない。

2 単位互換協定校又は海外との学生交流協定に基づく特別科目等履修生及び外国人学生の検定料、入学金、受講料は所定の手続きを経て不徴収とする。

3 外国人学生の納入金は、別表第 2 及び第 3 に掲げる金額と同額とする。

(適用除外)

第 51 条 研究生、委託生、特別科目等履修生、一般科目等履修生及び外国人学生については、この章で定めるもののほかは、適用除外項目を除いて、この学則を準用する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

商学研究科修士課程

授 業 科 目 名		単位数
1. 北東アジアコミュニケーション基礎科目		
	アジア語学専修（中国語）	4 単位
	アジア語学専修（韓国語）	4 単位
	中国文化論特殊講義	4 単位
	韓国文化論特殊講義	4 単位
	日本経済論特殊講義	4 単位
2. 東アジア関連科目		
	東アジア経済論特殊講義	2 単位
	東アジア市場論特殊講義	2 単位
	東アジア地域振興論特殊講義	2 単位
3. 商 学 関 連 科 目		
	商業政策論特殊講義	2 単位
	物流システム論特殊講義	2 単位
	経営分析論特殊講義	2 単位
	流通戦略論特殊講義	2 単位
	国際金融システム論特殊講義	2 単位
	マーケティング特殊講義	2 単位
	税務会計論特殊講義	2 単位
	管理会計論特殊講義	2 単位
4. 観光産業関連科目		
	観光産業論特殊講義	2 単位
	観光振興論特殊講義	2 単位
	観光情報システム論特殊講義	2 単位
	都市景観論特殊講義	2 単位
	観光調査論特殊講義	2 単位
	観光環境論特殊講義	2 単位
	地域開発環境論特殊講義	2 単位
	地域開発システム論特殊講義	2 単位
5. 課題研究関連科目		
	課題研究演習	4 単位
	特別研究指導演習（正・副指導教授）	6 単位
6. 特別講義科目		
	特別講義	2 単位

別表 2 (1)

区分	研究科	金額
入学検定料	商学研究科	30,000円
入学金	商学研究科	200,000円
授業料	商学研究科	年額 872,000円
教育充実費	商学研究科	年額 100,000円

(2) 第32条に基づく特例学生

区分	研究科	金額
入学検定料	商学研究科	30,000円
入学金	商学研究科	100,000円
授業料	商学研究科	年額 436,000円
教育充実費	商学研究科	年額 50,000円

別表 3 (1) 研究生

区分	研究科	金額
審査料	商学研究科	15,000円
入学金	商学研究科	50,000円
受講料	商学研究科	218,000円

* 本学卒業生の入学金は免除

* 第2期以降入学者の場合、受講料については、半額とする。

(2) 委託生

区分	研究科	金額
検定料	商学研究科	30,000円
入学金	商学研究科	50,000円
受講料	商学研究科	1単位 8,000円

* 本学卒業生の入学金は免除

* 第2期以降入学者の場合、受講料については、半額とする。

(3) 特別科目等履修生

区分	研究科	金額
検定料	商学研究科	30,000円
入学金	商学研究科	50,000円
授業料	商学研究科	1単位 8,000円

* 本学卒業生の検定料及び入学金は免除

* 第2期以降入学者の場合、受講料については、半額とする。

(4) 一般科目等履修生

区分	研究科	金額
検定料	商学研究科	30,000円
入学金	商学研究科	50,000円
受講料	商学研究科	1単位 8,000円

* 本学卒業生の検定料及び入学金は免除

* 第2期以降入学者の場合、受講料については、半額とする。

北海商科大学大学院商学研究科規則（案）

第1条 本規程は、北海商科大学大学院学則第8条の2項及び第26条により、商学研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項(研究指導及び履修等に関する事項)を定める。

第2条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 学生は、修士課程には4年をこえて在学することはできない。

第3条 本研究科の授業科目及び単位は、北海商科大学大学院学則別表1とし、その履修方法等については、北海商科大学大学院学則の定めによるほか、本規程による。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき、認定単位数を定める場合は、その定めによる。

第4条 学生は、第9条に定める期間内に所定の授業科目を履修し、修士課程にあつて30単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、第9条に定める期間内に修士論文を研究科長に提出しなければならない。

第5条 本大学院学則25条により、学生の指導教授は、本研究科委員会が定める。本研究科委員会は、特別な理由がある場合には、指導教授を変更することができる。

第6条 修士課程の学生は、1年次で指導教授の担当する講義4単位及び課題研究演習4単位、2年次で指導教授及び副指導教授の担当する特別研究指導演習6単位を履修しなければならない。

2 学生は、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、他の大学院の授業科目を履修することができる。ただし、本項の規定により履修した授業科目の単位のうち本研究科課程修了に必要な単位として認められるのは、10単位を限度とする。

3 北海商科大学大学院学則第31条により認定を受けた単位数は、前項により与えることのできる単位数とは別に10単位を限度とする。

4 転入学生が他の大学院で履修して修得した単位の認定については、10単位を限度として本研究科委員会が行う。

第7条 大学院設置基準第14条に基づき入学した社会人特例学生は、標準修業年限の全期間にわたつて夜間で履修することができる。

2 修士課程の社会人特例学生が昼間開講科目を修得できる単位数は、原則として16単位をこえないものとする。

第8条 学生は、学年の始めに指導教授の指導を受けて履修科目を定め、所定の手続きにより、指定された期間に履修登録を行わなければならない。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき授業科目を履修する場合は、あらかじめ本研究科委員会に願い出て、許可を受けなければならない。

2 履修登録した授業科目の変更は、認めない。

3 成績の判定は、履修登録した授業科目についてのみ行う。

第9条 修士論文の提出期限は、修士課程第2年次以降、毎学年1月20日までとする。

2 修士論文は、指導教授の指導を受けて作成し、定められた期間内に履歴書2通を添えて、研究科長に提出しなければならない。

3 修士論文は1編とし、正1通、副2通を提出するものとする。

第 10 条 所定の単位を修得し、かつ、修士論文を提出した者につき、提出された論文を中心として
口頭又は筆記による最終試験を行う。

第 11 条 教員の異動、長期にわたる外国出張、その他やむをえない事情のあるときは、本研究科委
員会の議を経て、適宜の措置を講ずることができる。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

北海商科大学学位規則（案）

（授与する学位）

第1条 北海商科大学（以下「本学」という。）が授与する学位は、次のとおりとする。

商学部	商学科	学 士（商学）
	観光産業学科	学 士（商学）
商学研究科	ビジネス専攻	修 士（商学）

（学位の授与の要件）

第2条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学の大学院（以下「本大学院」という。）の修士課程を修了した者に授与する。

（論文の提出）

第3条 修士論文は、在学第2年次以降において、指定する期間内に、研究科長に提出しなければならない。

2 提出する論文は1編とし、正副3通を提出するものとする。

（論文の審査及び試験）

第4条 修士論文の審査及び試験は、「学位規則」（昭和28年文部省令第9号）第3条に定めるところを基準として行うものとする。

2 論文の審査及び試験に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

（論文の審査）

第5条 修士論文の審査は、研究科の審査委員会が行う。

2 前項の審査委員会は、原則として、研究科委員会に所属する3人の委員をもって構成する。
この学位論文の審査のための審査委員会には、学位申請者の指導教授を加えるものとする。

3 学位論文の審査は、原則として在学期間内に終了するものとする。

（試験）

第6条 試験は、審査委員が筆記又は口頭で行う。

2 試験は、修士論文の内容を中心として行う。

（審査等の報告）

第7条 修士論文の審査及び試験が終了したときは、審査委員会は、その結果を、修士論文試験の要旨を記載した書面により、研究科委員会に報告しなければならない。

2 審査を終了した修士論文は、おおむね1週間、研究科委員会の委員に対して公開するものとする。

3 研究科長は、研究科委員会の委員に対し、修士論文の提出者の氏名、修士論文の題目、公開の期間及び場所その他必要な事項を、公開期間前7日までに書面をもって通知しなければならない。

（合格又は不合格の決定）

第8条 修士論文及び試験の合格又は不合格は、研究科委員会において決定する。

2 前項の研究科委員会は、委員総数の3分の2以上の者が出席しなければ、開催することが

できない。

- 3 第1項の合格の決定は、研究科委員会の委員の出席者の3分の2以上の者が賛成することを必要とする。

(合格者の報告)

第9条 修士論文及び試験の合格者が決定したときは、研究科長は、遅滞なく、その旨を学長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告には、修士論文の審査及び試験の結果の要旨並びに履歴書2通を添付しなければならない。

(学位の授与及び学位記)

第10条 学長は、教授会の議を経て、本学学則第28条の定める単位を修得した者に、第1条に該当する学士の学位を授与する。

- 2 学長は、本大学院研究科委員会の議を経て、修士論文の審査及び試験の合格者に対し、第1条に該当する学位を授与する。
- 3 学位記は、別記様式のとおりとする。

(学位の取消)

第11条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、教授会又は研究科委員会の議を経て、授与した学位を取り消すものとする。

- (1) 不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき
- (2) 学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき

- 2 前項の規定により学位を取り消された者は、その学位記を本学に返さなければならない。

(規則の改正)

第13条 この規則の改正は、教授会又は研究科委員会の議を経て行う。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。